

第 6 回で御議論いただきたい事項

1. 学習者用デジタル教科書の利点等について

(1) 学習者用デジタル教科書の利点についての認識は、下記のとおりでよい。

- 直接書き込みができ、書き込んだ内容の消去も簡単にできることから、やり直しがすぐにできるため取り掛かりやすく、繰り返し試行錯誤が容易にできる。
- デジタル教科書の利点として、拡大表示ができるという点が挙げられる。紙の場合、細かいところを見たいときには目を近づけるという行動をするが、拡大表示ができることによって、目を近づけなくても見たい細かいところまでしっかり見られる。
- 教科書には様々な情報があるが、ポップアップにより見せたいところだけを拡大することで、児童生徒に集中させることができる。
- ペア学習やグループ学習の際、タブレットを見せ合うことで対話的な学びができる。書き足したり、消したりできるため、説明がしやすい。
- デジタル教科書を使用すると、内容の提示が容易なため、児童生徒の実態に応じた指導がすぐにできる。さらに、学習する内容を並べ替えることができると、より児童生徒に応じた指導ができる。
- 児童生徒の作業状況の共有や、クラス全体に対して特定の生徒の作業を踏まえた指導を容易に行うことができる。
- 紙の教科書やノートを組み合わせ活用し、考えたことをまとめて書き込み、抽象化・普遍化することで、深い学びを促し、確かな理解に繋げることに資する。
- デジタル教材や授業支援システム、学習支援システム等との連携、学習履歴の活用等が行いやすい。
- 障害のある児童生徒への効果として、様々な機能により、障害等による学習上の困難が低減され、文章の理解や把握がしやすくなったり、教材の操作が容易となったりする。これらによって、児童生徒の自主的な教材へのアクセスが容易となり、学習意欲の増進、学力の向上に繋がると期待される。
- 外国人児童生徒等について、ルビ振り、読み上げ、拡大表示、書き込み、マーキングの機能により、効率よく内容理解に進むことができ、指導する側の教材準備の負担軽減になり得る。

(2) 学習者用デジタル教科書を本格的に導入するに当たって留意すべき点は何か。

(留意すべき点の例)

- ・ 共通に求められるデジタル教科書の機能の整理
- ・ デジタル教材や学習支援システムとの連携を円滑に行うために、デジタル教科書に必要な事項の整理
- ・ デジタル教科書の使用に際し、健康面に関する留意すべき事項の周知
- ・ 家庭においても使用できるよう、パブリッククラウド方式による配信にすること
- ・ 復習等ができるよう、過年度の教科書も使用できるようにすること
- ・ 紙の教科書とデジタル教科書の在り方の検討に当たって、十分な実証研究を行うこと（その際、両方を併用できる状態で実証を行うこと）

2. 学習者用デジタル教科書とデジタル教材の役割分担等について

(1) 学習者用デジタル教科書の検定の在り方について

- 学習者用デジタル教科書も、現行の紙の教科書と同様、その内容の正確性・適切性を確保するための検定制度が必要であることには変わりがない。
- 学習者用デジタル教科書については、今後、デジタルの特性を生かして動画や音声等も取り入れることが考えられるところであり、これらも含めて検定の在り方について今後検討することが必要。
- なお、令和6年度の改訂については教科書の編集・検定・採択をそれぞれ令和3年度、4年度、5年度に行う必要があるというスケジュール等を考慮し、検定の範囲は現行の紙の教科書と同様としてはどうか。

(2) 学習者用デジタル教科書とデジタル教材等との連携について

- 学習者用デジタル教科書を本格的に導入するに当たっては、デジタルの良さを最大限に生かしながら使用することができるようにする必要がある。
- デジタル教科書は上記の検定等の教科書制度との関係を考慮する必要があるため、デジタル教材の方が相対的に自由度は高く、多様な教材の迅速な提供を行うことが可能。現在でも、教科書発行者において、デジタル教科書とそれに関連するデジタル教材をセットで提供することが行われており、動画等のデジタルならではの良さを取り入れた一体的かつ効果的な活用が進められている。
- このように、全ての児童生徒が学習すべき学習指導要領の内容で適切に構成されたデジタル教科書と、個別最適な学びや主体的・対話的で深い学びのより一層の実現に資するデジタル教材との一体的な活用は、児童生徒の学びの充実に資すると考えられる。
- デジタル教科書と、発行者以外が製作したものを含むデジタルや紙の教材との連携を図る上で、考慮すべき留意事項や有効な方策は何か。

3. 学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする基準について

- (1) 教育課程の一部において紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することができるとし（学校教育法第34条第2項）、各教科等の授業時数の2分の1に満たないことを基準として示している（平成30年文部科学省告示第237号）。

この基準については、一人一台端末整備の状況や学習者用デジタル教科書の発行状況、健康面への影響や発達段階、諸外国における例、学習者用デジタル教科書を使用している学校の意見等を考慮しつつ、その必要性について検討してはどうか。

- (2) この基準を見直した場合に考慮すべき留意事項や対応方策は何か。

（参考）

■学校教育法（抜粋）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- 2 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

3～5 （略）

■学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件（抜粋）

第一条 学校教育法第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に基づき、同法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（以下この条及び次条において「教科用図書」という。）に代えて同法第三十四条第二項に規定する教材（以下「教科用図書代替教材」という。）を使用するに当たっては、次の各号に掲げる基準を満たすように行わなければならない。

- 一 教科用図書を使用する授業と教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。また、当該教育課程において教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一に満たないこと。

二・三 （略）